

「第二種衛生管理者」能力向上教育

【 衛生管理者に求められる定期的教育です(労働安全衛生法第 19 条の2) 】

主催：一般社団法人三田労働基準協会（幹事）
一般社団法人品川・一般社団法人大田労働基準協会
渋谷労働基準協会

労働衛生に係る労働環境の変化により、過重労働による過労死などの脳心臓疾患や、うつ病などの精神障害が発生する件数が増加しており、また、一般定期健康診断において何らかの所見を有する労働者の割合も全体の半数を超えています。過重労働対策やメンタルヘルス対策、メタボリック対策、感染症対策など労働衛生管理は複雑化し、その職務を担う衛生管理者の重要性は一層増してきています。

労働安全衛生法は第 19 条の2において、衛生管理者について、新たな知識を習得させ能力の向上を図る教育を実施するよう事業者に求めています。

つきましては、厚生労働省の定めるカリキュラム（平 18, 3, 31 能力向上教育指針公示第 5 号）に基づき、下記により「第二種衛生管理者(※参照)能力向上教育」を開催いたしますので、該当者の受講についてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時：2019年7月17日（水） 9:00~17:30 （開場・受付開始8:45）
- 2 会場：一般社団法人三田労働基準協会 1 階研修センター（裏面案内図参照）
港区芝4-4-5 （都営地下鉄三田駅 A9 出口徒歩1分・JR 田町駅西口徒歩8分）
- 3 教育内容：公示された全科目及び時間数（講師：中災防東京安全衛生教育センター講師）
- 4 修了証の交付：全科目を受講された方（遅刻早退不可）に当日研修終了後直ちに修了証を交付します。
- 5 定員： 32名
- 6 受講料：（消費税・テキスト代〔中災防発行〕込み）
上記4協会の会員 8,000 円、 それ以外の方 10,000 円

7 申込方法等

- ①受講申し込みは裏面の申込書を使用し、三田労働基準協会あて Fax（ 03-3451-7692 ）して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込 受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者あて Fax 返信します（申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい）。受講料は受講票到着後 2 週間以内（到着から7月10日まで2週間ない場合は7月10日（水）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名	三菱UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人三田労働基準協会	・名義人住所	港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例0717 〇〇カイシャ等）

- ③受講の取消 7月10日（水）までの取消は受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。
 - ④受講者は、研修当日受講票と、修了証受領のための認印をご持参下さい。
- 8 問合先 （一社）三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷)労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

（※） 衛生管理者は、業種により、農林畜水産業・鉱業・建設業・製造業・電気業・ガス業・水道業・熱供給業・運送業・自動車整備業・機械修理業・医療業・清掃業の工業的業種は第一種衛生管理者から、それ以外の非工業的業種は第二種衛生管理者若しくは第一種衛生管理者から選任することとされています。